

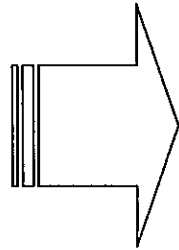
中央社会保険医療協議会の見直し(平成19年3月施行)

中医協 総 一 1
1 9 . 3 . 7

○ 委員構成の見直し

【改正前】

「支払側・診療側委員8名、公益委員4名」



【改正後】

「支払側・診療側委員7名、公益委員6名」

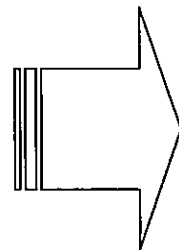
これに併せ、公益委員の主導的役割についての規定を創設。

- ・ 公益委員は、会議の日程、議題等、中医協の運営に関する事項について協議を行い、支払側委員、診療側委員はその協議の結果を尊重
- ・ 診療報酬等に係る答申等を行う場合には、あらかじめ公益委員が診療報酬等の実施の状況について検証を行い、その結果を公表

○ 団体推薦規定の廃止

【改正前】

支払側、診療側委員任命に当たっての
関係団体の推薦規定



【改正後】

団体推薦規定廃止

これに併せ、委員任命に当たっての、地域医療を担う関係者等の意見の配慮に関する規定を創設。

- ・ 保険者等を代表する委員の任命に当たっては、医療に要する費用を支払う者の立場を適切に代表し得ると認められる者の意見に、医師、歯科医師及び薬剤師を代表する委員の任命に当たっては、地域医療の担い手の立場を適切に代表し得ると認められる者の意見に、それぞれ配慮

○ その他

中医協の議事の運営に関する事項について、政令で規定することとした。